

Short Review
2023年3月

国連グローバル・コンパクトの取り組み

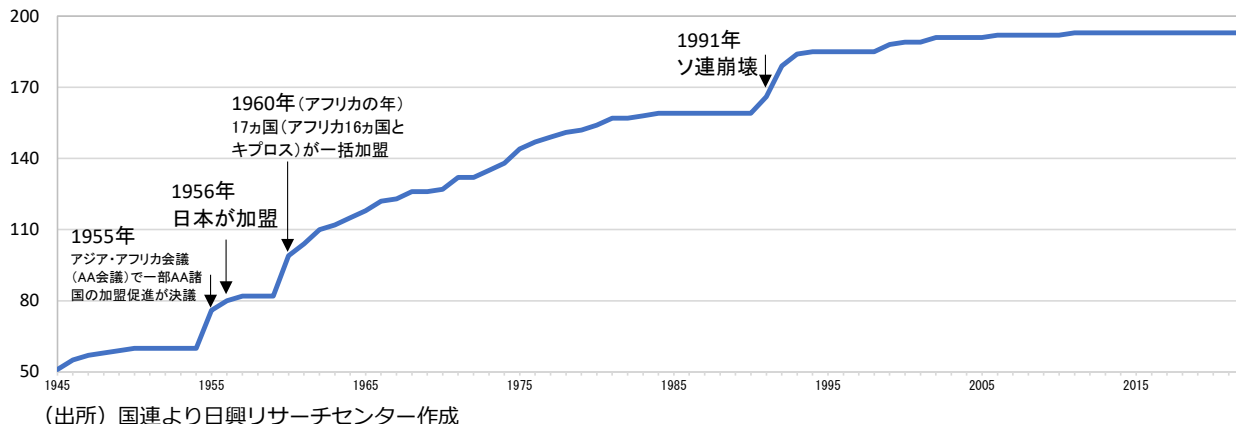
資産運用研究所
野澤 光希

1. はじめに

世界では洪水、火災、猛暑などの影響を引き起こす気候変動問題、多くの開発途上国では貧困問題があるほか、アフリカ、中東、南アジアなどの一部地域では紛争が続いている。世界規模の課題として各国が協力して解決すべき問題は多く、そのような問題を解決するために国際協力をする機関の一つに、国際連合（以下、国連）がある。国連は、世界の平和と社会の発展のために協力することを誓う独立国家が集まる機関として1945年10月に発足した。発足時の加盟国は51カ国であり、1956年には日本が80番目の加盟国となった。1960年から1980年の間では、植民地から独立したアフリカやアジアの加盟国が増えたことで右肩上がりの推移となり、1991年にはソ連が崩壊し、旧ソ連の国々が国連に加盟したことで加盟国数が増加した。その後も着実に加盟国数は増加し続け、2011年には2023年1月現在の加盟国数である193カ国となった（図表1）。

このように、全世界的な規模となった国連では、さまざまなテーマのイニシアティブ¹が立ち上げられて数々の国際問題と向き合っており、規模の拡大とともにその影響力は強くなっている。そこで、本稿ではその国連の数あるイニシアティブの中で世界最大のサステナビリティイニシアティブである国連グローバル・コンパクト（United Nations Global Compact、以下、UNGC）の取り組みを取り上げる。そして、UNGCが設立に関わったPRI、SSEイニシアティブ、SBTiの3つのイニシアティブの概要を紹介する。最後に、主体別と国別のUNGC署名・除名数の推移などから、UNGCの現状を報告する。

図表1 国連加盟国数の推移



¹ 本稿では環境など各種テーマに対する取り組みを主導する組織をイニシアティブと総称する。

2. UNGC の概要

1990 年代、急速にグローバル化が進むと同時に強制労働や児童労働、環境破壊などの社会問題が多発して国家や既存の国際機関だけでは解決が難しくなっていた。そうした中、1999 年にスイスで開催された世界経済フォーラム（ダボス会議）でコフィー・A・アナン第 7 代国連事務総長は、世界の企業のトップに対して「企業はパートナーとして国連と約束（コンパクト）を交わして価値観と行動原則を共有して行動するべきである」と提唱し、その翌年の 2000 年 7 月にニューヨーク国連本部で UNGC が正式に発足した。

この UNGC は当初、「人権保護」、「不当な労働の排除」、「環境対策」の 3 分野 9 原則を掲げていたが、「腐敗の防止に関する国際連合条約」が合意された翌年の 2004 年に 10 原則目の「腐敗防止」が加わり、現在は、4 分野 10 原則を企業・団体の経営方針や日々の業務などに取り込むことを促している（図表 2）。

この UNGC の 4 分野のうちの「人権」は、人権および自由を尊重し確保するために、すべての人民とすべての国が達成すべき共通の基準を宣言した「世界人権宣言（UDHR）」（1948 年）、「労働」は、労働における基本的原則および権利に関する「ILO 宣言」（1998 年）に依拠している。また、「環境」は、リオデジャネイロで開催された「国連環境開発会議（地球サミット）」で定められた「環境と開発に関するリオ宣言（リオ宣言）」と「国際アクション・プラン（アジェンダ 21）」（1992 年）、「腐敗防止」は、腐敗行為防止のために規定された「国連腐敗防止条約（UNCAC）」（2003 年）に依拠している。このような世界的な取り決めを基礎に 10 原則は導き出され、UNGC は、国連と企業・団体が協力し合っ て健全なグローバル社会を築くことを目指し活動している。

図表 2 UNGC の 10 原則

人権	原則 1	人権保護の支持と尊重
	原則 2	人権侵害への非加担
労働	原則 3	結社の自由と団体交渉権の承認
	原則 4	強制労働の排除
	原則 5	児童労働の廃止
	原則 6	雇用と職業の差別撤廃
環境	原則 7	環境問題の予防的アプローチ
	原則 8	環境に対する責任のイニシアティブ
	原則 9	環境に優しい技術の開発と普及
腐敗防止	原則 10	強要や贈収賄などの腐敗防止

（出所）UNGC より日興リサーチセンター作成

この 10 原則の遵守に賛同する企業・団体は、特定の条件²下で UNGC に署名することができる。署

² 反社会的勢力・団体と関係がないこと、および組織の実体を有していることが条件。また、対人地雷、クラスター爆弾、タバコの生産・製造等に関する企業、国連制裁を受けている企業、国連調達でブラックリストに載っている企業、直接雇用職員 10 人未満の団体（ノンビジネス）は UNGC に署名できない。

名した企業は、UNGC の 10 原則の実践状況と成果に関する報告書として署名後 CoP(Communication on Progress)を毎年提出することが義務付けられる。また、団体は署名後 2 年以内に CoE (Communication on Engagement) を 1 回提出した後は 2 年に 1 回の提出（前回の提出日から 2 年が提出期限）が義務付けられる³。なお、提出義務を怠ると除名処分となり、UNGC ウェブサイトの「除名・団体リスト」に企業・団体名が掲載され続ける。除名処分は、報告書の未提出以外にも、年会費の未払い、UNGC の名称とロゴの濫用などの行為も対象となる⁴ため注意が必要である。

この UNGC に署名すると、例えば、日本の企業・団体の場合は、日本のローカルネットワークであるグローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン（以下、GCNJ）への加入もセットとなる。ローカルネットワークは、各国の UNGC 署名企業・団体が自主的に集まって作られた組織のことであり、2023 年 1 月時点では、世界で 69 のローカルネットワークが活動している。2018 年に開催された第 73 回国連総会で SDGs の実行を目的として決議された「グローバルなパートナーシップに向けて：国連とすべての関連パートナーとの間の強化された協力への原則に基づくアプローチ」では、「SDGs の実行において重要な民間セクターの活動推進は UNGC の役割であり、地域における民間セクターの SDGs の実行推進は UNGC のローカルネットワークの役割である」と記載されており、各国におけるローカルネットワークの拡大による SDGs の推進が期待されている。

なお、2003 年に発足した GCNJ は、UNGC 署名・GCNJ 加入のメリットを経営、社内、社外における活動の観点からそれぞれ 4 つ挙げており、その内容は、企業・団体のサステナビリティへの取り組みにおける信頼向上や、課題解決力の習得などに関するものとなっている（図表 3）。

図表 3 UNGC 署名と GCNJ 加入のメリット

UNGC署名のメリット	
1	企業はより高いレベルでの経営を実現できる
2	前向きにサステナビリティに取り組む企業姿勢をステークホルダーや国際社会に広くアピールできる
3	社内のサステナビリティ推進に役立つ
4	さまざまな交流会等を通じて、署名・会員企業の取り組みを世界へ幅広く発信できる
GCNJ加入のメリット	
1	信頼できるベスト・パートナーのプラットフォーム
2	署名企業・団体間でのベストプラクティスの共有
3	将来の経営リーダーによる社会創造フォーラムへの参加
4	UNGCとGCNJのウェブサイトを通じて会員企業・団体の取組みを世界に幅広く発信

（出所）GCNJ より日興リサーチセンター作成

³ 企業・団体いずれも CSR 報告書（CSR 活動をまとめた報告書）を提出している場合は報告不要。UNGC は全言語での提出を歓迎している。詳細はホームページを参照（<https://www.ungcjin.org/participate/after.html>）。

⁴ 詳細はホームページを参照（<https://www.ungcjin.org/participate/faq.html>）。

加入者にとってメリットとなる具体的な活動としては、基礎知識や最新情報が得られるセミナーやシンポジウムのほか、GCNJの会員企業・団体が主体となって活動している合計14の分科会⁵などがある(図表4)。

例えば、「環境経営分科会」は、「気候変動」、「水リスク」、「生物多様性」、「エネルギー」、「資源の循環利用」、「環境情報開示」などのテーマで、NGOや環境省などと対話することができる。

「SDGs分科会」は、SDGsへの最新情報を研究するとともに日本企業のSDGsへの取り組みを加速させることを目指している。

「WEPs分科会」は、UNGCと国連婦人開発基金(UNIFEM⁶)が共同で作成した女性の経済的エンパワメントを推進する7原則である「WEPs7原則」を参照して国際競争力の向上や日本社会のジェンダー平等の底上げを目指している。

このように、UNGCの署名企業・団体が他社の実践などからさまざまなことを学び、CSRなどへの取り組みについての議論・情報交換を行う場が設けられている。

図表4 GCNJの会員企業・団体が主体となって活動している分科会

No	名称	活動内容
1	サプライチェーン分科会	CSR調達を活動テーマとして、各社が実務上で直面する課題の解決を目指す
2	環境経営分科会	「気候変動」、「水リスク」、「生物多様性」、「エネルギー」、「資源の循環利用」、「環境情報開示」等について対話する
3	GCの社内浸透研究分科会	CSRの社内浸透に対する課題や対策を共有、過去の活動や外部情報等から有益な情報の発掘・紹介等を行う
4	関西分科会	関西で活動する唯一の分科会で、UNGC10原則を中心にサステナビリティと経営の統合、ESG投資対応等のテーマを取り上げる
5	人権デューデリジェンス分科会	企業がビジネスと人権の課題をどう捉えて取り組むかを国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づいて学ぶ
6	人権教育分科会	有識者講演や事例研究を通じて参加企業が社内展開できる人権教育ツールを作成するなど人権に関わる幅広いテーマに取り組む
7	腐敗防止分科会	UNGC10原則の「腐敗防止」に関する各社の取り組み・課題を踏まえた実践に即して議論する
8	防災・減災分科会	企業が災害リスクに対して事前に予防措置をとり、会社と従業員の被害を最小限に抑えて事業運営を継続するための学習をする
9	SDGs分科会	SDGsへの最新情報を研究するとともに日本企業のSDGsへの取り組みを加速させることを目指す
10	ESG分科会	ESGに関する自社の取り組みを機関投資家や調査機関に正しく理解、評価されるための取り組みを行う
11	CSV分科会	CSV(共通価値の創造)について理解・浸透を図り、自社の経営戦略に織り込むための有益な情報を共有する
12	WEPs分科会	WEPs7原則を参照し、GCNJ署名企業の国際競争力向上や日本社会のジェンダー平等の底上げを目指す
13	レポートニング研究分科会	企業のレポートニング(統合報告書、CSR報告書、ESGデータブック、Webサイトなど)のレベルアップを目指す
14	サーキュラーエコノミー分科会	欧州などの経済循環の考え方の整理や動向、事例の研究およびネットワーキングを行う

(出所) GCNJより日興リサーチセンター作成

⁵ 詳細はホームページを参照(<https://ungcnj.org/objective/member/connect/action.html>)。

⁶ 2010年の国連総会決議により、国連女性地位向上部(DAW)、国連婦人調査訓練研究所(INSTRAW)、国連ジェンダー問題特別顧問事務所(OSAGI)と統合して現在は、国連女性機関(UN Women)に名称変更。

なお、GCNJ は、アジア太平洋地域を中心に持続可能な開発の実現を図ることを目的として設立された地球環境戦略研究機関（IGES）とともに、GCNJ の会員企業・団体の SDGs に関わる取り組みの実態調査を行っている。調査結果をまとめた「SDGs 進捗レポート」は 2016 年度から毎年発行しており、日本企業・団体の SDGs に関わる最新の取り組みを紹介した信頼性の高いレポートとして注目されている。

「SDGs 進捗レポート 2022」は、署名企業・団体の SDGs の認知・浸透度のほか、17 のゴールで構成される SDGs のうち、ゴール 5（ジェンダー平等を実現しよう）、8（働きがいも経済成長も）、12（つくる責任つかう責任）、13（気候変動に具体的な対策を）、16（平和と公正をすべての人に）の 5 つのゴールの取り組みの進捗について各分野の専門家が分析・考察した内容であった。また、7 回目の発行となる「SDGs 進捗レポート 2023」は 2023 年 3 月 6 日に公開された。「SDGs 進捗レポート 2022」と同じ合計 5 つのゴールの取組の進捗について、各分野の専門家による分析をまとめ、SDGs の実践段階における取り組みの「質」について深掘りした内容となっている。

また、GCNJ は、弁護士や研究者が中心となって設立された海外贈賄防止委員会（Anti-Bribery Committee Japan, ABCJ）とともに「腐敗防止強化のための東京原則」コレクティブ・アクションを立ち上げ、UNGC10 原則の「腐敗防止」の強化を図るなど幅広い活動を行っている。

なお、UNGC は、SBTi（第 4 章参照）と企業や投資家の温暖化対策を推進している国際機関やシンクタンク、NGO などで構成されている We Mean Business とともに、温暖化による気温上昇を 1.5 度未満に抑える目標を設定するよう企業に呼びかけた「Business Ambition for 1.5°C」を立ち上げた。

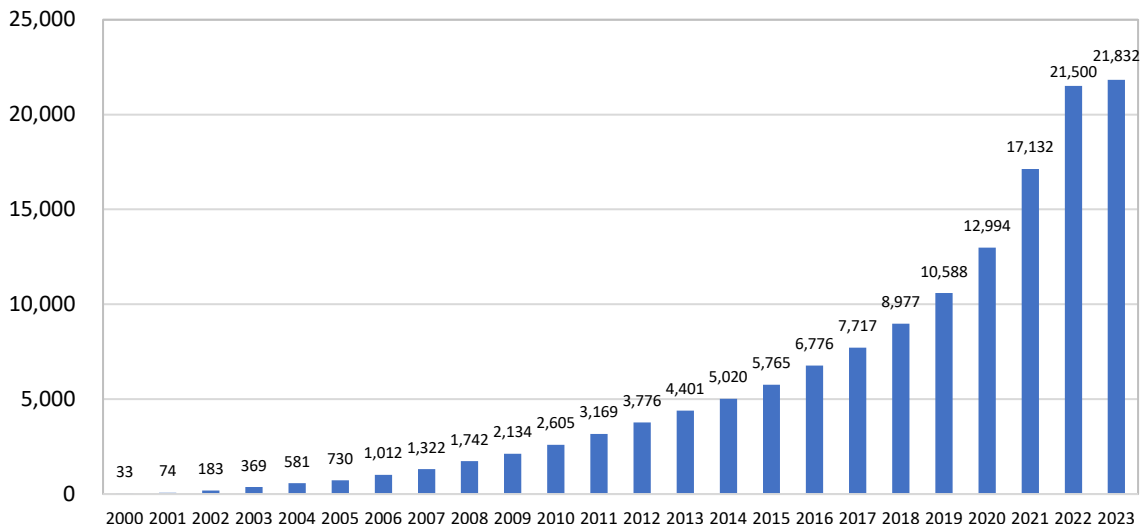
その他、UNGC は、CSR 報告書のためのガイドラインの作成・普及を目的とした NGO であるグローバル・レポートング・イニシアティブ（GRI）と持続可能な開発のための世界経済人会議（WBCSD）とともに、「SDG Compass」⁷を提供している。「SDG Compass」は、SDGs がもたらす企業活動の影響を解説するとともに持続可能性を企業戦略の中心に据えるための情報を提供しており、企業が SDGs を経営戦略に上手く組み入れるための指針となっている。

⁷ 詳細はホームページを参照（<https://ungcjin.org/sdgs/whyneed.html>）。

3. UNGC の署名数の動向

次に、UNGC に署名する企業・団体数の動向を確認すると、発足した 2000 年以降、一貫して増加している（図表 5）。企業・団体の署名数は、2000 年には、世界 12 カ国で 33 であったが 2023 年 1 月末時点では、世界 160 カ国（国連加盟国の 83%）で 21,832 となっている。

図表 5 UNGC の累計署名企業・団体数の推移⁸



（出所）UNGC より日興リサーチセンター作成

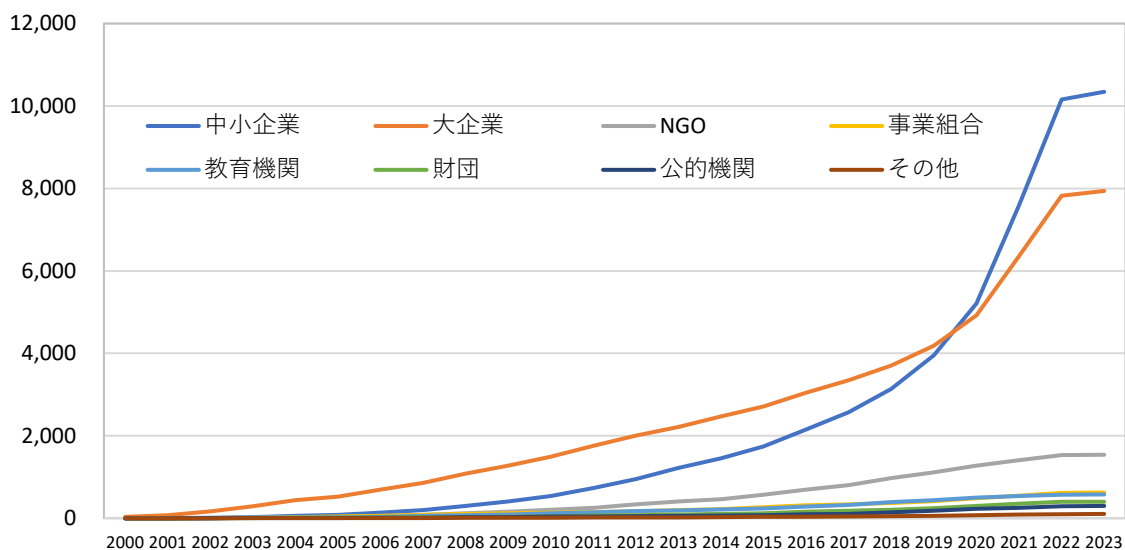
近年の署名数の大幅な増加の要因に、「中小企業」による署名数の増加がある。UNGC に署名する企業・団体の主体として企業は「中小企業」、「大企業」、団体は「NGO」、「事業組合」、「教育機関」、「財団」、「公的機関」、「その他」の区分に分けられている。その推移をみると、署名数が最も多い「中小企業」は 2018 年頃から大幅に増加して 2020 年に「大企業」の署名数を上回り、2023 年 1 月末時点の署名数は 10,349 と、全体の半数近く（47.4%）を占めている（図表 6）。

次に署名数が多い「大企業」は 2019 年まで最も多い署名数となっており、2020 年に「中小企業」を下回る署名数となったものの、その後は「中小企業」と同様に増加しており、2023 年 1 月末時点の署名数は 7,945 と全体の 36.4%を占め、「中小企業」と「大企業」の署名数を合わせるとおよそ 83.8%に及んでいる。

一方、2023 年 1 月末時点の「NGO」の署名数は 1,539 で全体の 7.0%、「事業組合」は 624 で全体の 2.9%、「教育機関」は 577 で全体の 2.6%を占めるにとどまっており、全体に占める団体の署名数の割合は「中小企業」、「大企業」と比べて低い。

⁸ 各年 12 月末時点。2023 年は 1 月末時点（図表 6～9、13、14 も同様）。

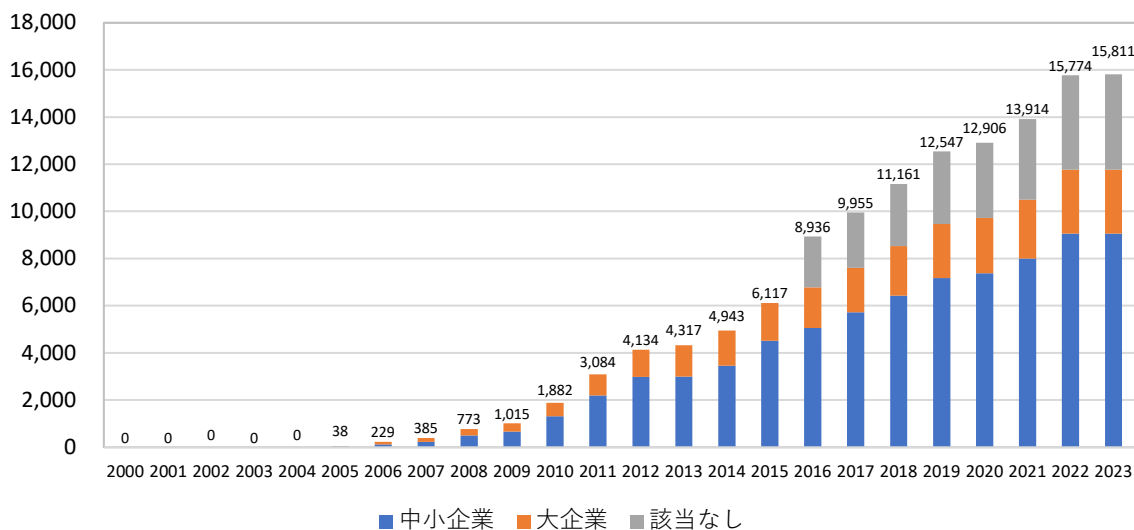
図表6 主体別 UNGC 累計署名数の推移⁹



(出所) UNGC より日興リサーチセンター作成

半面、第2章で述べたように、UNGC に署名していた企業が CoP、団体が CoE の提出義務を怠ったことなどで除名処分となり、UNGC のウェブサイトの「除名・団体リスト」に掲載された企業・団体数は、2023年1月末時点で15,811となった(図表7)。

図表7 UNGC の累計除名企業・団体数の推移



(出所) UNGC より日興リサーチセンター作成

署名リストと異なり、除名リストは「中小企業」、「大企業」、「該当なし (Not Applicable)」の3つの主体に分けられて集計されているが、このうち、最も多い「中小企業」は、2023年1月末時点では

⁹ UNGC では申請登録上、直接雇用でフルタイムの従業員数が250人以上の企業を企業 (Company)、従業員数が250人未満の企業を中小企業 (SME) と区分しているが、本稿での混同を避けるため Company は「大企業」とした。

9,057であり、署名数の多さに比例する結果となっている。また、「大企業」の除名数は、2023年1月末時点では2,715であり、2023年1月末時点の累計除名企業・団体数の合計は15,811であった。

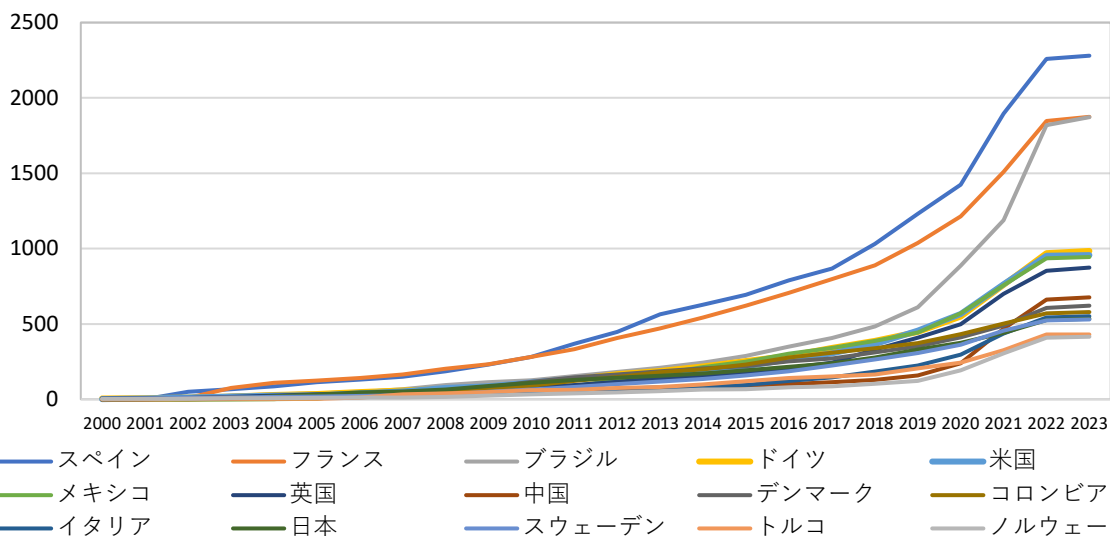
次に、国別のUNGC署名数を確認するため、署名数上位15カ国の推移を図表8に示す。署名数上位15カ国では、スペインやブラジル、フランスの署名数の増加が目立つ。UNGCに署名する企業・団体を国・地域別にみると、2023年1月末時点でスペインが2,280と最も多く、全体の10.4%を占め、そのうち60.0% (1,365) が「中小企業」であった。次いでフランスが1,874 (全体の8.6%) で、そのうち56.5% (1,058) が「中小企業」、ブラジルが1,871 (全体の8.6%) で、そのうち48.8% (913) が「中小企業」となっている。この3カ国の署名数の大幅な増加が「中小企業」の増加の要因となっていることが分かる。

スペインにおいては、2021年に開催された国連の「持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラム¹⁰」(HLPF)のサイドイベントで、UNGCのスペインのローカルネットワークが企業と政府による連携の重要性を強調するなど積極的な取り組みが行っていることから、近年、スペインにおける署名数は大幅に増加している。

2022年4月のUNGCの月刊機関紙「Monthly Bulletin」によると、ブラジルのローカルネットワークは、コーポレート・サステナビリティを支持しない企業に火星への移転を求めるキャンペーンを立ち上げ、サステナビリティと社会に配慮しない企業は、地球上に居場所はないというメッセージを発信するなど、積極的な活動を行ったことによりスペインと同様に署名数が大幅に増加している。

フランスでは、シラク大統領(当時)が先頭を切ってフランス国内の企業のUNGCへの参加を呼びかけたことが奏功し、署名数は2023年1月末時点でスペイン、ブラジル、フランスの3カ国で6,025と全体の27.6%を占めている。

図表8 UNGC署名数上位15カ国(2023年1月末時点)の署名数の推移

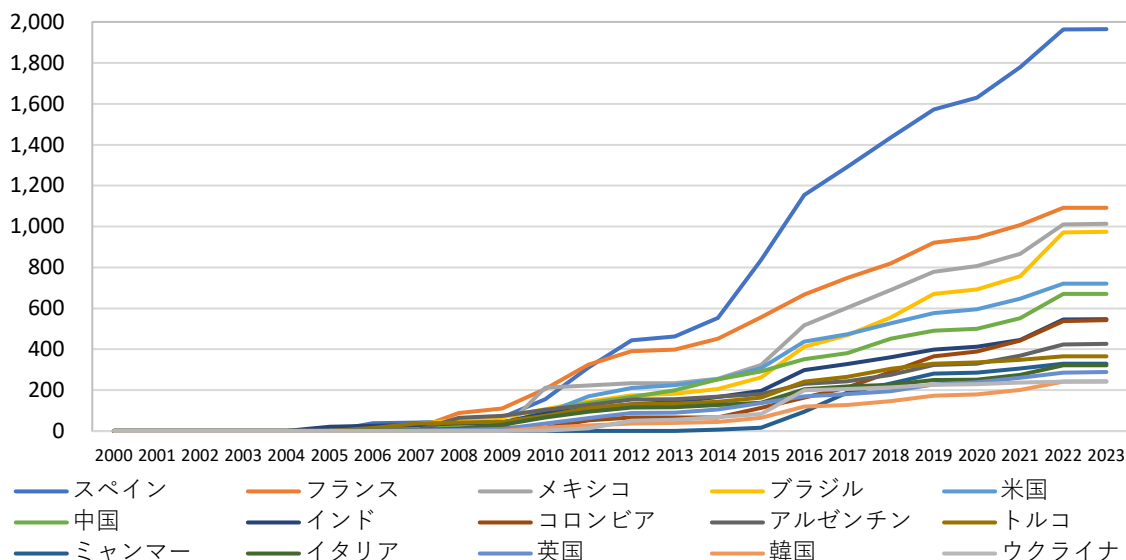


(出所) UNGCより日興リサーチセンター作成

¹⁰ 51カ国以上が参加し、SDGsに向けた進捗状況を共有したフォーラム。

なお、UNGC 除名数上位 15 カ国（2023 年 1 月末時点）の推移をみると、除名数が最も多いのは署名数も最も多かったスペインで、2023 年 1 月末時点で 1,966 の除名数であった（図表 9）。次に除名数が多かったのは、署名数も 2 番目に多かったフランスで、1,092 の除名数となっているなど、各国の署名数の多さに対応して除名数も多くなっており、署名国上位 15 カ国のうち、10 カ国が除名数上位 15 カ国にランクインしている（図表 10）。

図表 9 UNGC 除名数上位 15 カ国の推移



（出所）UNGC より日興リサーチセンター作成

図表 10 UNGC 署名数と除名数の上位 15 カ国の比較（2023 年 1 月末時点）

No.	署名上位国	署名数	No.	除名上位国	除名数
1	スペイン	2,280	1	スペイン	1,966
2	フランス	1,874	2	フランス	1,092
3	ブラジル	1,871	3	メキシコ	1,014
4	ドイツ	984	4	ブラジル	975
5	米国	957	5	米国	721
6	メキシコ	944	6	中国	670
7	英国	874	7	インド	547
8	中国	677	8	コロンビア	542
9	デンマーク	621	9	アルゼンチン	426
10	コロンビア	579	10	トルコ	365
11	イタリア	551	11	ミャンマー	329
12	日本	535	12	イタリア	322
13	スウェーデン	531	13	英国	288
14	トルコ	430	14	韓国	243
15	ノルウェー	415	15	ウクライナ	241

（出所）UNGC より日興リサーチセンター作成

なお、日本の署名数は 2023 年 1 月末時点で 535 と、世界で 12 番目に署名数が多い国である一方で、除名企業・団体数は 11 と少ない。日本のローカルネットワークである GCNJ は 2003 年に編成し、現

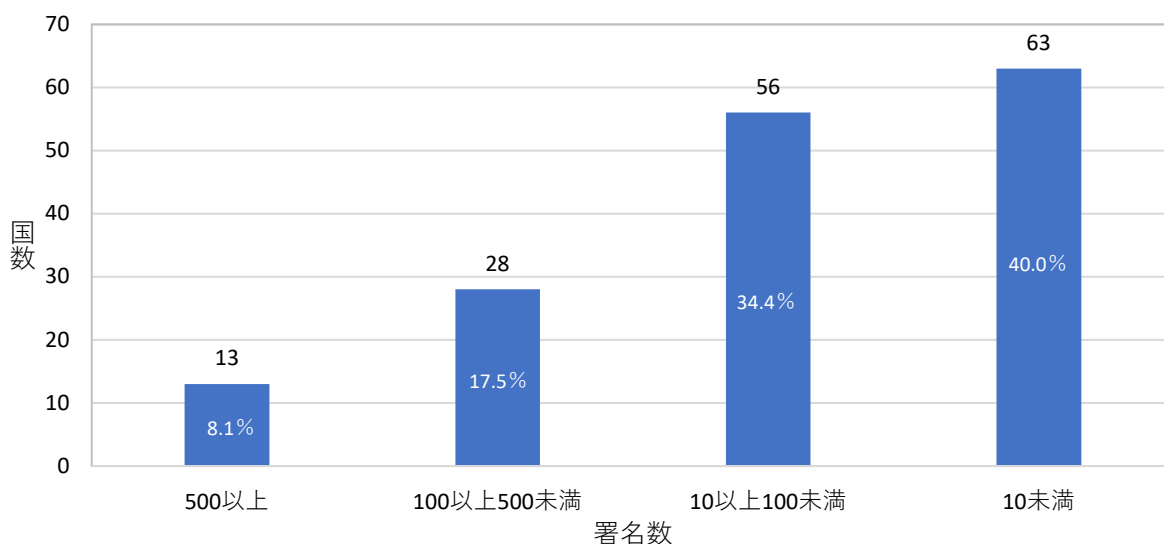
在は会員による自主的な運営を行っている。コロナ禍となってからはオンラインで各種プログラムを開催するようになったことで全国各地から参加者が増えているため、日本における今後の署名数が増加することが期待される。

先述のとおり、UNGC に署名する企業・団体が属する国は世界 160 まで広がっているが、一国において署名する企業・団体数が「10 以上 100 未満」の割合は UNGC 署名数全体の 34.4% (56 カ国) と高い。「10 未満」の割合は全体の 40.0% (63 カ国) とさらに高く、「10 未満」のうち、署名数が 1 の国は 16 カ国、署名数が 2 の国は 14 カ国あるなど、国によって UNGC のへの取り組みに温度差がみられる (図表 11)。

UNGC の署名数が一部の国においてあまり増加していない背景に、UNGC のローカルネットワーク数が 69 にとどまっていることが考えられる。第 2 章で述べたように、ローカルネットワークは、UNGC 署名企業・団体が自主的に集まって作られた組織であるため、署名数が少ない国では組織化するに至っておらず、ローカルネットワークが主催するセミナー・シンポジウムや勉強会の場が一国のみでは設けにくい。そのため、署名企業・団体間で情報共有できるといったメリットを享受できていないことが想定される。

そのため、署名数の増加に伴って各国でローカルネットワークが組織化され、UNGC に対する積極的な取り組みが行われる必要がある。また、スペインやブラジルなどのように、各国のローカルネットワークによる一層の積極的な取り組みを実施し、UNGC に署名することによる費用対効果を各企業・団体が実感できるような環境が整備されることに期待したい。

図表 11 一国において UNGC に署名する企業・団体数の分布 (2023 年 1 月時点)



(出所) UNGC より日興リサーチセンター作成

4. UNGC が設立に関わったイニシアティブ

UNGC は、世界最大のサステナビリティイニシアティブとして、新たなイニシアティブを発足させる

母体にもなっている。そこで、本章では、UNGC が設立に関わったイニシアティブである PRI、SSE イニシアティブ、SBTi の概要を紹介する。

●PRI(Principles for Responsible Investment, 責任投資原則)

PRI は、2006 年 4 月にコフィー・A・アナン氏が金融業界に対して提唱し、UNGC と UNEP FI (UN Environment Finance Initiative¹¹) とのパートナーシップにより発足したイニシアティブである。

PRI は、ESG を考慮した責任投資行動を求める 6 つの原則¹²を掲げている(図表 12)。この 6 つの責任投資原則は、2005 年にコフィー・A・アナン氏の招聘に応じて集まった世界 12 カ国の大手機関投資家 20 人で構成される投資専門家グループが中心となり、投資業界や政府間組織などからなる 70 人の専門家グループの支援によって作成された。

図表 12 6 つの責任投資原則

1	投資分析と意思決定プロセスにESG課題を組み込む 実施例：投資サービス・プロバイダー（証券アナリスト、コンサルタントなど）に対しESG要因を彼らの研究・調査分析に組み込むよう働きかける
2	活動的な所有者となりESG課題を所有方針と実践に組み入れる 実施例：長期的視点に立ってESGに配慮した株主決議案を提起する
3	投資対象の企業に対してESG課題についての適切な開示を求める 実施例：年次会計報告書内にESG課題について記載するように要求する
4	投資運用業界において本原則が受け入れられ実行に移されるように働きかけを行う 実施例：投資サービス・プロバイダーにESG課題に対する要求水準を伝える
5	本原則を実行する際の効果を高めるために協働する 実施例：発生する問題に関しては、広く意見を集約した上で発言する
6	本原則の実行に関する活動状況や進捗状況に関して報告する 実施例：本法則に関して投資サービス・プロバイダーから何が要求されているかを開示する

(出所) PRI より日興リサーチセンター作成

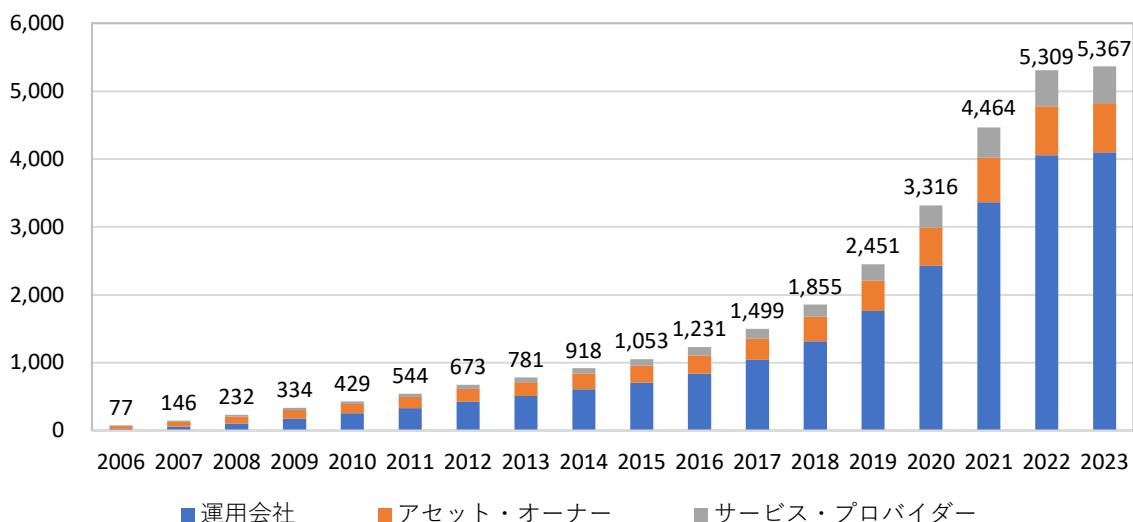
PRI による 6 つの責任投資原則の趣旨に賛同し、PRI に署名した運用会社、アセット・オーナー、およびサービス・プロバイダーの推移をみると、発足した 2006 年以降、急速に増加しており、2023 年 1 月末時点では世界 96 カ国で 5,367 となった(図表 13)。PRI に署名する機関は、ESG を考慮した投資行動の進捗度合いを回答する年次評価報告書を 2023 年から英語で作成して提出することになっている。年次評価報告は、基準を厳しくする一方で提出方法の簡素化などを行っていたため、2021 年度に中断しており、2023 年に提出を再開することになった。

¹¹ 1972 年ストックホルム国連人間環境会議で採択された「人間環境宣言」および「環境国際行動計画」の実行機関として同年の国連総会決議に基づき設立された国連の補助機関である国連環境計画・金融イニシアティブ。

¹² 詳細はホームページを参照 (<https://www.unpri.org/about-us/what-are-the-principles-for-responsible-investment>)。

なお、PRI 事務局（PRI の推進団体）は、2007 年から気候変動問題など責任投資に関する知識を共有する場である国際会議「PRI in Person」を世界各国で開催している。毎年 1,000 人以上の参加者が集まっており、15 回目となる 2023 年 10 月の会議は東京で開催されることが決まっている。

図表 13 PRI の累計署名数の推移¹³



(出所) PRI より日興リサーチセンター作成

●SSE initiatives (Sustainable Stock Exchanges Initiatives, 持続可能な証券取引所イニシアティブ)
SSE イニシアティブは、取引所が国連、投資家、企業などに関わりを持ち、よりサステナブルな資本市場となるための働きかけを行うイニシアティブとして 2009 年に潘基文（パン・ギムン）第 8 代国連事務総長が立ち上げ、UNGC と UNEP FI、国連貿易開発会議（UNCTAD¹⁴）、PRI により運営されているイニシアティブである。署名した取引所に対し、投資家や企業などと協業して ESG の情報開示やサステナブル投資を促すなどの活動を行っており、2023 年 1 月時点での署名数は、世界で 131 と発展途上国を含む世界のほぼ全ての主要証券取引所が参加している。

具体的な取り組みとしては、責任投資をテーマとする取引所の CEO などが集まる世界最大のイベント「SSE Global Dialogues」を隔年で開催し、持続可能な金融における主要な世界的課題と取引所が果たすことができる役割について話し合う場などを設けている。SSE イニシアティブに署名すると、SSE イニシアティブが主催するウェビナー、ワークショップなどへの参加や、出版物、プロジェクトなどを通じてサステナビリティに関わる情報を得ることができるようになる。

なお、日本証券取引所グループは、2017 年 12 月に SSE イニシアティブに参加した。日本取引所グ

¹³ 運用会社は、機関投資家および個人投資家向けに第三者として資産を運用する会社を指すが、アセット・オーナーとの分類は厳密に規定されていない。分類方法としては、運用資産のうち、自己資産額が他人財産額を超えている場合はアセット・オーナーとなる。アセット・オーナーは、長期退職積立金、保険金などの資産を運用する機関を指し、年金基金や財団、保険会社などが該当する。サービス・プロバイダーは、アセット・オーナーや運用会社に商品やサービスを提供する機関を指す。

¹⁴ 貿易と開発、金融、投資、技術、持続可能な開発の関連問題に対応する国連の中心的な機関。

ループは、ESG 情報開示を検討している上場企業向けに「ESG 情報開示実践ハンドブック」を作成したほか、「S&P/JPX 500 ESG スコア・ティルト指数シリーズ」など、複数の ESG 要素を考慮した指数を算出・公表するなど、サステナブル投資の推進のための取り組みを行っている。

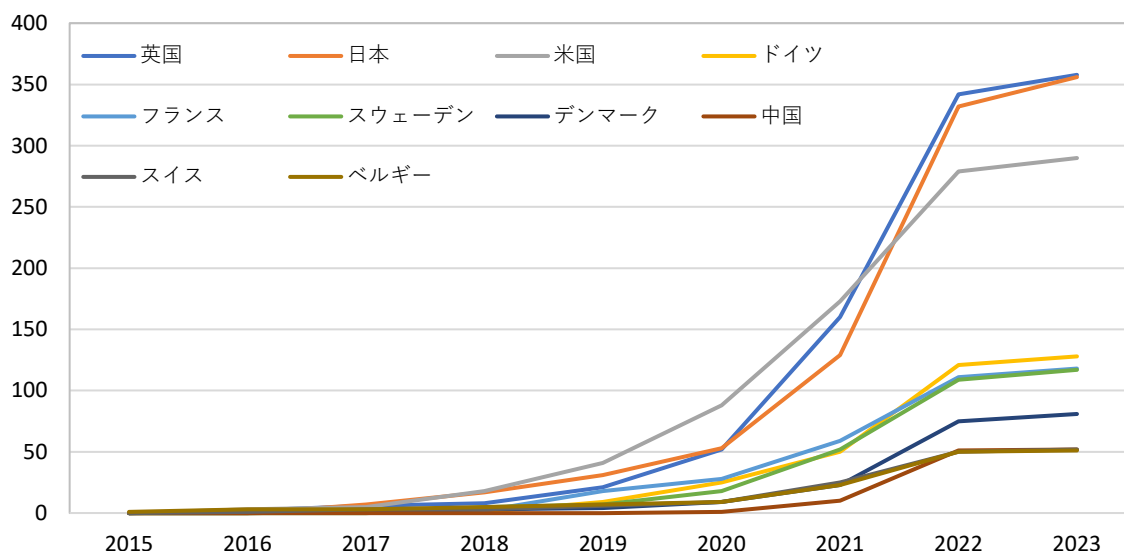
●SBTi (Science Based Targets initiative)

SBTi は 2015 年に設立され、UNGC、CDP、WRI (World Resources Institute, 世界資源研究所)、WWF (World Wide Fund for Nature 世界自然保護基金)¹⁵が共同で運営するイニシアティブである。

企業・団体に対して科学的根拠に基づき、パリ協定で定められた、産業革命前からの世界の気温上昇を 2 度に制限し、上昇をさらに 1.5 度に抑える目標水準と整合した温室効果ガス (GHG) 排出量の削減目標を設定するよう求めており、この SBTi が認めた目標値を SBT という。なお、SBTi が企業・団体に対して求める GHG 排出量の削減対象範囲は、サプライチェーン排出量 (Scope1~3) であり、事業者自らの排出だけでなく、子会社など事業活動に関するあらゆる排出の削減も含まれている。

GHG 排出量の削減目標が科学的根拠に基づいた内容であると SBT 事務局より認定 (SBT 認定) された企業・団体数は発足した 2015 年以降、急速に増加している。2023 年 1 月時点で 2,199 (65 カ国)、2 年以内に SBT 認定を取得すると宣言した企業は 2,268 (77 カ国) であり、両者を合わせると 4,467 (83 カ国) となっている。SBT 認定数が最も多い国は英国 (358)、次いで日本 (356)、米国 (290) であり、上位国は欧州が多い (図表 14)。

図表 14 SBT 認定数上位 10 カ国の推移¹⁶



(出所) SBTi より日興リサーチセンター作成

¹⁵ CDP は、気候変動などに関する情報開示プログラムを運営する英国の NGO。WRI は、食料、森林、水、エネルギー、都市、気候、海洋の 7 つの分野に重点を置いて研究している非営利組織。WWF は、スイスで設立され 100 カ国以上で活動している環境保護団体。

¹⁶ 2023 年 1 月末時点で署名数上位の 10 カ国が対象。

5. おわりに

世界規模で気候変動や紛争などさまざまな問題が起こり、国際協力が求められるなか、そのような課題を解決するための機関の一つとして国連に注目した。本稿では、その国連により設立されたイニシアティブの中で最大のサステナブルイニシアティブと言われる UNGC に加えて、UNGC が設立に関わったイニシアティブである PRI、SSE イニシアティブ、SBTi の概要を紹介した。

UNGC や GCNJ では、SDGs などさまざまなテーマに関する幅広い取り組みが行われており、近年、ますます重要になっているサステナブルな取り組みなどについての議論・情報交換を行う場に参加できることが UNGC に署名・GCNJ に加入することのメリットの一つである。

また、UNGC が掲げる「人権保護」、「不当な労働の排除」、「環境対策」、「腐敗防止」の 4 分野 10 原則の遵守に賛同する企業・団体の署名数は急速に増加し、2023 年 1 月末時点の企業・団体の署名数は、世界 160 カ国で 21,832 となった。その中でも「中小企業」の増加率が最も高く、国別でみると UNGC のローカルネットワークで積極的な取り組みがみられるスペインやブラジル、フランスなどの署名数が増加している。

一方で、UNGC の国別の除名数は、各国の署名数の多さに対応して多くなっていることや、一国において署名する企業・団体数が「10 未満」の割合が全体の 40.0% (63 カ国) と多く、国によって UNGC への取り組みに温度差がある。UNGC の署名数が一部の国においてあまり増加していない背景に、UNGC のローカルネットワーク数が 69 にとどまっていることが考えられる。署名数が少ない国ではローカルネットワークを組織化するまで至らず、署名企業・団体間で情報共有できるといったメリットを享受できていないことなどが想定される。そのため、署名数の増加に伴って各国でローカルネットワークが組織化され、UNGC に対する積極的な取り組みが行われる必要がある。そして、スペインやブラジルなどのように、各国のローカルネットワークによる一層の積極的な取り組みを実施し、UNGC に署名することによる費用対効果を各企業・団体が実感できるような環境が整備されることが重要だと考える。

UNGC の署名企業・団体数は急速に増加しており、UNGC やローカルネットワークのサポートを受けながら正しい知識を持った上で、UNGC の理念に沿った取り組みを実施する企業・団体が増えることに期待したい。

参考文献

GCNJ, 「国連グローバル・コンパクト 4 分野 10 原則の解説」

<https://www.ungcjin.org/library/files/10principles.pdf>

GRI, UNGC, WBCSD, 「SDG Compass SDGs の企業行動指針 – SDGs を企業はどう活用するか –」

https://sdgcompass.org/wp-content/uploads/2016/04/SDG_Compass_Japanese.pdf

GCNJ, [2022] 「SDGs 進捗レポート 2022 GCNJ 会員企業・団体の取り組み現場から」

https://ungcjin.org/library/files/SDGsProgressReport2022_jp.pdf

GCNJ, [2023] 「SDGs 進捗レポート 2023 GCNJ 会員企業・団体の取り組み現場から」

https://www.iges.or.jp/jp/publication_documents/pub/policyreport/jp/12763/レポート7_0306.pdf

UNGC[2022], 「MONTHLY BULLETIN April 2022」 (GCNJ による日本語訳版)

https://www.ungcjin.org/library/monthly_bulletin/files/UNGC_MONTHLY_BULLETIN_APRIL_2022.pdf

UNGC[2021], 「MONTHLY BULLETIN July 2021」 (GCNJ による日本語訳版)

https://www.ungcjin.org/library/monthly_bulletin/files/UNGC_MONTHLY_BULLETIN_JULY_2021.pdf

梅田徹[2003], 「国連グローバル・コンパクトの意義および課題」

https://www.soka.ac.jp/files/ja/20170420_195835.pdf

UNGC, 「責任投資原則」

<https://www.unpri.org/download?ac=14736>

UNEP FI, 「PRI」

https://www.unepfi.org/fileadmin/documents/pri_jpn_02.pdf

環境省・みずほリサーチ&テクノロジーズ, 「SBT (Science Based Targets) について」

https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/files/SBT_syousai_all_20230110.pdf

SSE イニシアティブ, 「Sustainable Stock Exchanges Initiative」

https://www.unepfi.org/fileadmin/investment/SSEbrochure_jp.pdf

東京証券取引所, 「ESG 情報開示実践ハンドブック」

<https://www.jpx.co.jp/corporate/sustainability/esg-investment/handbook/nlsgeu000004n8p1-att/handbook.pdf>

(END)